

衆議院 第二百回国会 地方創生に関する特別委員会議録

第五号

令和元年十二月三日(火曜日)

午前十時開議

出席委員

- 委員長 山口 俊一君
- 理事 池田 道孝君
- 理事 今枝宗一郎君
- 理事 谷川 弥一君
- 理事 白石 洋一君
- 理事 あきもと可司君
- 理事 大西 宏幸君
- 理事 金子 俊平君
- 理事 小寺 裕雄君
- 理事 後藤 茂之君
- 理事 佐藤 明男君
- 理事 高島 修一君
- 理事 出畑 実君
- 理事 福田 達夫君
- 理事 古田 圭一君
- 理事 松野 博一君
- 理事 今井 雅人君
- 理事 長谷川嘉一君
- 理事 福田 昭夫君
- 理事 森田 俊和君
- 理事 濱村 進君
- 理事 清水 忠史君

- 政府参考人 (内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局次長) 丸山 雅章君
- 政府参考人 (内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局次長) 中原 淳君
- 政府参考人 (内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局次長) 高橋 文昭君
- 政府参考人 (内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局次長) 辻 庄市君
- 政府参考人 (内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局次長) 田川 和幸君
- 政府参考人 (内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局次長) 菅家 秀人君
- 政府参考人 (内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局次長) 榎本健太郎君
- 政府参考人 (内閣府大臣官房審議官) 海老原 諭君
- 政府参考人 (内閣府大臣官房審議官) 並木 稔君
- 政府参考人 (内閣府大臣官房審議官) 米澤 俊介君
- 政府参考人 (内閣府大臣官房審議官) 村上 敬亮君
- 政府参考人 (内閣府大臣官房審議官) 藤原 朋子君
- 政府参考人 (内閣府大臣官房審議官) 森 源二君

- 政府参考人 (総務省大臣官房審議官) 谷 史郎君
- 政府参考人 (総務省大臣官房審議官) 稲岡 伸哉君
- 政府参考人 (厚生労働省大臣官房審議官) 本多 則恵君
- 政府参考人 (農林水産省大臣官房審議官) 道野 英司君
- 政府参考人 (国土交通省大臣官房審議官) 金井 昭彦君
- 政府参考人 (国土交通省大臣官房審議官) 徳永 幸久君
- 政府参考人 (国土交通省大臣官房審議官) 秋川 直也君
- 政府参考人 (観光学府審議官) 近藤 博人君

委員の異動

十二月三日

辞任

金子万寿夫君

高村 正大君

中曾根康隆君

松野 博一君

同日

鬼木 誠君

金子 俊平君

出畑 実君

古田 圭一君

補欠選任

金子万寿夫君

高村 正大君

中曾根康隆君

松野 博一君

は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件

地方創生の総合的対策に関する件

○山口委員長 これより会議を開きます。

地方創生の総合的対策に関する件について調査を進めます。

この際、お諮りいたします。

本件調査のため、本日、政府参考人として内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局地方創生総括官補多田健一郎君、内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局次長田中由紀君、内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局次長丸山雅章君、内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局次長高橋文昭君、内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局次長菅家秀人君、内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局次長榎本健太郎君、内閣府大臣官房審議官海老原諭君、内閣府大臣官房審議官並木稔君、内閣府大臣官房審議官米澤俊介君、内閣府大臣官房審議官村上敬亮君、内閣府大臣官房審議官藤原朋子君、総務省大臣官房審議官谷史郎君、厚生労働省大臣官房審議官本多則恵君、農林水産省大臣官房審議官道野英司君、国土交通省大臣官房審議官金井昭彦

内閣府大臣官房審議官

政府参考人

政府参考人

政府参考人

第二類第九号 地方創生に関する特別委員会議録第五号 令和元年十二月三日

しております。

今後とも、地方からの提案をいかに実現するかという点を基本姿勢として、改革を着実かつ強力に進めてまいりたいと考えておるところです。

○山川委員 大臣にお答えいただいたんですが、今回の質問は、検討の対象外、あるいは調整対象外となる案件が非常に多いのではないかと、少しい問題意識を持って御質問させていただいて、少しい具体的な話をさせていただきます。

私、埼玉県ですので、埼玉県の例を挙げさせていただきますが、全体は三百一件、うち二百件が調整案件、調整対象外となる案件は百一件だったということでもあります。

調整対象外となる案件、自治体側からは一生懸命出すわけですが、そもそも、門前払いという言い方を、感覚的に、門前払いされているというふうな受けとめているんですけれども、そういう案件が非常にたくさんある。たくさんあるというか、歴年で見るとたくさんあるんですね。

例えばなんですが、埼玉県の方から、平成十八年度に、土地利用審査会を国土利用計画審議会に整理統合する提案が出されました。これは調整対象外になりました。

また、去年は、県が効果的に保健医療施策を展開するために、医療ビッグデータであるレセプト情報・特定健診等情報データベース、NDBを活用できるように運用改善を求める提案をしたけれども、これも調整対象外となったということでもあります。

時間もないのでちょっとはしりませうけれども、また、今年度は、令和元年度には、来年の東京オリンピック・パラリンピック開催を見越して、埼玉県でも需要の増大が見込まれるいわゆる民泊ですね、これに関して、その届出のための法定提出書類に消防法適合通知書の添付を追加して義務づける提案をしました。これも調整対象外となったというふうに思います。

それぞれ理由は明記されて返されているようですが、新たな施策の受皿となる地方公共団体、こ

れは民泊のことも含めてですが、制度のより安全性を高めようという提案を受け入れられないというのには腑に落ちないということでもあります。

どういものがそもそも調整対象外となるのかということ、それから、どういうスケジュールで提案募集に対して検討が行われているのか、これについてはまず伺っておきたいと思っております。

○宮地政府参考人 お答えいたします。

提案募集方式における提案の対象は、地方公共団体への事務、権限の移譲及び地方に対する規制緩和に係る事項とされており、これに当たらない、例えば、国、地方の税財源配分や税制改正、国が直接執行する事業の運用改善に関する提案などは対象外としておるところであります。

また、提案の際は、制度改正による効果や現行制度の具体的な支障事例など、制度改正の必要性等を示すこととされているところ、これらが具体的に示されていない提案などは、提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合などに調整の対象とする提案と整理し、当該年の関係府省にずれにいたしまして、内閣府といたしまして、地方公共団体が直面している支障につきまして、提案前の事前相談の中で丁寧に取り扱ってまいりたいと考えております。

提案募集の期間は、例年、二月から六月ということでございますが、その間、実際に本提案を出される前に事前相談を行う、あるいはそれ以外の期間も簡易な相談を年間を通して受け付けていることなどによりまして、提案の実現に向けた取組を今後とも真摯に進めてまいりたいと考えているところであります。

以上でございます。

○山川委員 もう時間もないので要望だけ伝えませうけれども、地方からの提案の三分の一が調整すらされないで、いわゆる門前払いになっているというところは、事前の相談もあつてなお、その三分の一が門前払いになっているというところは、地方側からも上げていこうという意欲をそぐことにな

ると思うんですね。ですから、対象外となるその基準をもう少し見直すとか、もっと建設的に見直していただいて、もっと、地方がやる気を出してやっているので、それをしっかりと受けとめていただけるように少し見直しをお願いしたいと思っております。

以上で質問を終わります。

○山口委員長 次に、清水忠史君。

○清水委員 日本共産党の清水忠史でございます。初めに、観光戦略と地方創生の関係について北村大臣にお伺いをさせていただきます。

政府は、二〇三〇年に六千万人の訪日外国人旅行者数の達成という観光戦略目標の確実な達成に向けて、観光は真に我が国の成長戦略と地方創生の大きな柱であるとの認識のもと、さまざまな施策に取り組んでいるということですが、観光立国推進基本法の理念では、住んでよし、訪れてよしの国づくりの重要性が規定されております。

昨今、京都では、観光客が多数押し寄せ過ぎておりますか、違法民泊の問題などもありまして、住民の方々とトラブルになっているという事例が報告されたり、あるいは名勝の奈良公園、この奈良公園の敷地内に高級ホテルが建設されるというところで地域住民の方々が訴訟を起こす、そういう矛盾やトラブルが起きているんですね。たくさん観光客がやってくることはいいことだけれども、地域の皆さんとのやはり調和とバランス、これがなかなかうまくいかないというような事例が起きているように思っています。

そこで、北村大臣に所見を伺いますが、観光振興というのは良好な地域住民の生活環境との調和、これがやはり大切だと思っておりますが、いかがでしょうか。

○北村国務大臣 お答えいたします。おっしゃるとおり、観光は地域活性化の原動力となるものであると言われつつも、地方創生においても非常に重要であると認識をしております。他方、一部の観光地においては、外国人旅行者

の急増なども一因となって、お言葉のとおり、混雑やマナー違反などに伴うさまざまな住民生活にかかわる課題が意識されるようになってきておることも事実です。

地方創生を進める上でも、こうした課題に適切に対処し、地域住民の理解と協力を得ながら、持続的に観光の発展を図ることが重要であると考えるところであります。

このような観点から、既に、一部の地方公共団体においては、混雑状況の見える化やマナー啓発などの取組が進められていると承知しておりますが、地方創生を担当する大臣としても、先進的な取組を普及させるべく、観光庁を始めとする関係省庁や地方公共団体などと連携して働いてまいりたいというふうに考えております。

○清水委員 実は、北村誠吾大臣の地元長崎・佐世保では、長崎県と佐世保市がIR推進協議会を立ち上げまして、九州・長崎IR基本構想案を発表しております。その十八ページでは、「まち」

「ひと」「しごと」、それぞれの効果を記して、地方創生に役立つとしているわけなんです。

北村大臣自身は、カジノIRが地方創生に資するものだというふうにお考えでしょうか。また、そうだとするならば、その理由についても説明していただければでしょうか。

○北村国務大臣 せっかくなのでお尋ねですから、お答えをさせていただきます。日本型IRは、カジノ施設だけでなく、国際会議場や家族で楽しめるエンターテインメント施設が一体に運営される総合的なリゾート施設を整備いたし、国際競争力の高い魅力ある滞在型観光の実現を目指すものであると認識しております。

これによりまして、観光及び地域経済の振興に寄与するとともに、財政の改善に資することを目的とするものであり、地方創生に資するものであると考えております。

た。
ただ、私は必ずしもそうならないと思うんです。ちよつとIRRとは違いますが、大阪にユニバーサル・スタジオ・ジャパンが誘致されると決まったときに、もう地元の大坂はすごく盛り上がりまして、地元此花区の商店街なんかは、これで商店街が活性化するというところで大歓迎のイベントをやったんです。ところが、いざ始まると、U・S・Jの中だけで食事もショッピングもアトラクションも完結してしまつて、途中下車して商店街で買物するなんていうお客さんは皆無だったというふうなことがあるんですね。

先ほど紹介しました九州・長崎IRR基本構想では、長崎空港から海上輸送でダイレクトにIRRへ連れていく、こういうふうに記載もされておりました。例えば、大臣、地元ですからよく御存じでしょうけれども、長崎の原爆資料館を見て、そしてグラバー園を歩いて、長崎チャンポンを食べたりカステラを食べたりして、そして雲仙温泉でつかって、そして、思い出をたくさんつくって帰るといふことを後からしようと思つても、直接IRRへ連れていかれて、そこでお金を巻き上げられたら、後の観光ができなくなるというふうなこともなにかねないわけなんです。

ここで、配付資料の一をごらんいただけますでしょうか。これは、和歌山マリーナシティ、和歌山県がIRRを誘致しようとしているわけなんですけれども、この基本構想は、実は、おもしろいことに、大阪にIRRができるということを前提に計画されているんです。大阪に近接して和歌山にもカジノができるんです。ですから、このボンチ絵を見ますと、おもしろいんですよ。「あつちのIRRにも行ってみたい」ということで、いわゆる相互に送客施設として、お互いのIRRにお客さんを運ぼうと。IRRとIRRのはしご、カジノとカジノのはしごかというふうには、私、これを見てびっくりしたんですけれども、よく、パチンコ屋さんのキャッチフレーズで他店のかたきは本店でとか、競馬の負けは競輪でとかいうのがありますけれど

も、IRRとIRRをどんどんどんどんはしごのように行かせて金を巻き上げるといふようなことが本当に、私、地域環境に資するのかなというふうに思うんですね。

実は、十一月二十五日、長崎・佐世保市のハウステンボスへのカジノ誘致について、反対署名が長崎県庁に提出されたんです。それで、市民団体の代表がこう述べています。住民生活を守るべき地方行政が住民生活を壊す行政を進めていいのかわかるか、これが経済効果等を言う以前のところ議論されるべきだ、こういうことなんです。

配付資料の二をごらんいただけますでしょうか。これが、長崎新聞がこの夏の参議院選挙の前に世論調査した結果ですけれども、IRRのハウステンボスへの誘致に賛成、どちらかといえば賛成と答えた方は三七・二%にとどまりましたが、反対、どちらかといえば反対と答えた方を合算すると四九%、賛成を上回っている結果になっているわけでございます。

北村大臣、先ほど、一問目の私の質問に対して、やはり観光振興というのは良好な生活環境との調和、これが大事ではないかという問いに、やはり住民の理解と協力が重要だというふうにお述べになられたんです。カジノIRRの誘致についても同様のことが言えるというふうに思うんですが、それでよろしいでしょうか。

○北村国務大臣 お答えいたします。IRRの整備に当たりましては、地域における十分な合意形成を図ることが大変重要であると認識しております。

IRR整備法では、地域における合意形成を確保するための措置として、IRRを整備しようとする地方公共団体は区域整備計画を作成する際に議会の議決を経ることなどを義務づけておられると承知しております。また、所管省庁である国土交通省においては、区域整備計画の認定の審査を行う際において、このような地域の合意形成のための手続がしっかりとられていることを確認することとされております。

以上です。
○清水委員 今、大臣が述べられましたように、議会の議決だとか住民合意、こういうのはやはり、カジノIRRの基本方針案にしっかりと含まれているわけなんです。

資料二で私が紹介しましたように、長崎、地元では、地元新聞の世論調査によると、反対が多数ということですから、十分に理解が深まっているということが言えると思うんですね。

それで、やはり、次に、カジノが地方にもたらす社会的や経済的コストについても伺いたいと思っております。
なぜ、地域の方々がカジノIRRに反対するのかわ。その最大の理由は、ギャンブル依存症がふえることへの懸念なんです。国がIRR整備法で定めるギャンブル依存症対策、これは、地方への悪影響、これを回避できるというふうにお考えなんでしょうか。お答えいただけますでしょうか。

○並木政府参考人 お答えいたします。

いわゆるIRR整備法におきましては、まず、カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響、これには先生御指摘の依存症が当然含まれるわけでございますけれども、これを排除する措置、これをとるといふことを国及びIRR整備に関係する地方公共団体の責務として明確に位置づけております。

そして、その上で、具体的な対応として、国が策定いたします基本方針、都道府県等が策定する実施方針や区域整備計画、さらには、都道府県等とIRR事業者が締結いたします実施協定において、国の定める関連施策の基本的な事項、都道府県等あるいはIRR事業者が実施する依存防止等の有害な影響の排除のための措置、これを記載することが義務づけられております。

これらの措置をより具体的に申し上げますと、依存防止対策といたしましては、日本人等を対象とした入場回数制限や入場料の賦課といった利用者に対して一律に適用される措置、それから、依存防止規程、これは事業者がつくるものでございます。

けれども、これに基づく本人や家族等からの申出によります利用制限、カジノ施設の利用に関する入場者の適切な判断を助けるための情報提供といった措置、こういった、利用者の個別の事情に応じた対応も行うこととしております。

加えまして、日本人等に対する貸付業務に係る規制、広告、勧誘等の誘客時における規制、こういった措置が実施されることとなるものと考えております。

私も政府といたしましては、このような重層的、多段階的な取組を進めることによって、カジノ行為への依存等、これら地方への有害な影響の防止も含めましてでございますけれども、万全の対応がなされるものと考えているところでございます。

○清水委員 今いろいろお答えになりましたけれども、わかりやすく言うと、既に依存症になられた方々への対策という点ではそのとおりなのかなと思つてます。例えば自己排除あるいは第三者排除、この人は、うちの家族はもう依存症なのでこの施設に入れないようにしてほしいという家族からの申出によって入場制限するとか、俺はこれ以上カジノに来るともつとお金を使つてしまふので俺が来たら入れないでくれという自己排除、こういうのは既に依存症になられた方々に対する対応でありまして、依存症をつくらない、地域への悪影響をつくらない、もつとわかりやすく言えば、地域の方々が依存症にさせないということの観点からいうと、大変不十分なものだと言わなければなりません。

配付資料の三をごらんください。これは、韓国国の賭博中毒者の年間社会 経済的費用というものであります。
韓国は、十七カ所カジノがあります。韓国人が入れるのは一カ所だけなんです。全体的にカジノを合せて経済効果が約二兆円というふうには言われているんですが、一方で、それを上回るか上回る年間の社会的、経済的費用、負のコストといえますか、こういうものが生まれていると言われて

いるんです。

その資料に書いておられますように、借金による
利子費用、あるいは失業、犯罪費用、法務執行費
用、医療費、自殺関連費用、基礎生計費、リハビリ
費用等々、これらが七八兆ウォン、当時の金
額で。今の日本円に換算すると七兆四千億円の
経済的、社会的コストが、マイナス面のコストが
かかるというふう言われているわけですね。
それで、配付資料の四番目をごらんいただけま
すでしょうか。先ほど紹介した和歌山のマリーナ
シティなんですけれども、既に、経済波及効果は
約三千億円、そして雇用創出効果は二万人、こ
ういうふうに非常に細かく試算しているわけですよ
ね。

大阪府と大阪市のIRR基本構想案の中でも、例
えばGGRとあって、粗利の三割が一体自治体に
幾ら入るのか、そういうことについても細かく試
算をしております。

そういう点では、経済効果や雇用効果だけでは
なく、カジノを開業することによってどれだけの
社会的、経済的コストがかかるのか、そうした試
算を例えば議会であるとか地域住民の方々に提示
しないと、カジノIRRというものが適切かどうか
ということの判断ができないというふうに思っ
てますよ。

ですから、区域整備計画を作成する段について
は、経済効果や雇用創出効果だけではなく、マイ
ナス的な側面、社会的、経済的コストについても
試算の上、地域住民に提示する、議会に資料とし
て、材料として提示する、このことが必要だと思
うのですが、いかがでしょうか。

○菟川政府参考人 お答えいたします。

今御指摘いただきました区域整備計画を作成、
これは自治体とIRR事業者が共同で行うんです
けれども、その際には、国内外からの来訪者や消
費額などの経済社会効果だけでなく、カジノ施設
の設置、運営に伴う有害な影響についても、自治
体及びIRR事業者が講ずることとしている具体的
な対策及びそれに要する費用の見込みについても

記載していただくことにしています。それらを
しっかりと審査して、判断していくということにな
ります。

○清水委員 既に、パチンコや競輪、競馬等の
ギャンブルなどで多くの依存症がいるということ
は、これは厚生労働省も認めているわけですよ。
ゼロにはできないんです。だから、カジノがで
きればカジノ依存症が出るということは明らか
なので、そのことによる経済的、社会的コストと
いうのを試算しないというのは、やはりこれは非
常に私は不誠実なことだというふうに指摘をし
ておきたいと思っております。

最後に、ギャンブル依存症対策について伺いま
す。

ギャンブル依存の大きな問題は、借金してまで
賭博を行うことなんです。実は、ギャンブル
依存症対策基本計画、資料の五枚目ですけど
も、ここでは、施設内のATMを撤去するとい
うことになっております。これは、私もかつて予算
委員会で質問させていただきましたけれども、い
わゆる競輪、競馬、競艇、パチンコ内にATMが
あると使い過ぎる、やめようと思ってもまた
お金を借りて負けてしまう、だから頭を冷静にす
るためにお金を借りられないようにしようとい
うことで撤去されているというふうに、その目的の
意義を私は聞いてまいりました。

ところが、このカジノ整備法では、何と、カジ
ノ事業者が顧客にお金を貸し付ける特定業務が認
められていると思うんですよ。これはどうい
う人たちに貸すことができるんですか。

○並木政府参考人 お答えいたします。

まず、いわゆるIRR整備法におきまして規定い
たしますカジノ事業者による貸付業務、こちらに
つきましては、カジノ行為を行う顧客に対する付
随的なサービスの一環として、その必要性の範囲
内で限定的に認められるものと位置づけられてお
ります。

こうした位置づけであることから、具体的な貸
付対象者につきましては、原則として、本邦内に

住居を有しない外国人に限った上で、日本人等
については、一定以上の金銭をカジノ事業者に預託
できる資力を有する者に限定しているところでご
ざいます。

この一定以上の金銭の預託につきましては、類
似の規制を持つシンガポールにおいては、貸付け
を受けることができる、これはプレミアムプレー
ヤーと言っているようでございますけれども、こ
の預託金の基準が十萬シンガポール・ドル、約八
百万円とされておりまして。

こうしたことから、日本人等で貸付けを受ける
際の預託金の金額につきましては、今申し上げま
したシンガポールの例を参考としつつ、我が国に
おける平均的な世帯の年間収入から見ても相当の資
力を有する者とするを念頭に置いて、今後カ
ジノ管理委員会規則において定められることと
なっておりますのでございます。

○清水委員 最後の質問を北村大臣にお伺いさ
せていただきたいと思っております。

今聞いていただいておりますように、国内の
ギャンブルについてはATMを撤去して必要以上
のお金を貸さないというふうな取決めをしてきた
にもかかわらず、カジノ整備法では顧客に持っ
てきたお金以上のお金を貸すということなんです
よ。

預託金についても言われましたけれども、今後
カジノ管理委員会規則で決まるということでは
し、預託金の何倍貸し出すことができるかという
ことについても、これは事業者が決めるわけだ
から、一体幾ら貸すのかということについては事
業者任せになっている。お金持ちだからといって
破産しないという保証はないんですよ。製紙会社
の会長がそうだったように、預託金があっても
ギャンブル依存症にはなるし、破産に追い込まれ
るといふことなんです。

大臣、ほんの一例を示しただけで……

○山口委員長 申合せの時間が来ますので、
簡潔にお願いします。

○清水委員 はい。

ほんの一例を示しただけでも、このように弊害
があるというふうに思うんです。やはり、カジノ
IRRと地方創生、これは両立しないんじゃないで
すか。

○山口委員長 北村國務大臣、簡潔に御答弁をお
願いたします。

○北村國務大臣 はい。

IRRの推進に当たりましては、ギャンブル等依
存症対策を講ずることは重要であると考えており
ます。関係省庁において適切に対応しているもの
と承知しております。

例えば、カジノの運営については、IRR整備法
において、入場回数制限や本人又は家族の申告に
よる利用制限など、さまざまな依存防止措置が講
じられております。

また、政府として、本年四月、ギャンブル等依
存症対策推進基本計画を決定し、全国の相談体制
の整備等を進めているところと承知しておりま
す。

以上です。

○清水委員 ありがとうございます。地方創生
には反するということを申し上げまして、質問を
終わります。

○山口委員長 次に、藤田文武君。

○藤田委員 日本維新の会の藤田文武でございま
す。

本日最後の質問バッターとなりました。よろし
くお願いいたします。

地方創生をめぐるさまざまな取組がこれまで行
われてきました、小さいながらも、小さいながら
と言ったら大変失礼かもしれないですが、地域
レベルの成功事例は随所に散見されてきたと私は
思います。

しかしながら、まち・ひと・しごと創生総合戦
略にも大きく掲げられている、地方創生の中でも
最も重要である東京一極集中を是正する、そん
な観点から、マクロの成果が大きく出ていると思
言えないというふうに評価せざるを得ないと思
います。このことに対して深刻な危機感を持って、